

不利益処分 の 処分基準

処 分 名		保険医療機関の費用返還命令等		
根拠法令及び条項		国民健康保険法(昭和 33 年法律第 192 号)第 65 条第 3 項		
所 管 部 課 名		市民健康部 保険年金課		
処 分 基 準	関係法令等及び条項	—		
	基 準	1 保険者は、保険医療機関等・特定承認保険医療機関・指定訪問看護事業者が、偽りその他不正の行為によって療養の給付に関する費用の支払を受けたとき。 ○同法第 65 条第 3 項 当該保険医療機関等・特定承認保険医療機関・指定訪問看護事業者に対し、その支払った額につき返還させるほか、その返還させる額に 100 分の 40 を乗じて得た額を支払わせることができる。 ◎不正請求の返還金に係る加算金の請求は、監査等により明らかとなった保険医療機関等の不正請求の額について行うものである。		
	設定年月日	昭和 34 年 4 月 1 日	最終変更年月日	
備 考				